諮問番号：平成２９年度諮問第３７号

答申番号：平成２９年度答申第３７号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の審査請求書における主張の要旨

収入申告書を出しても審査請求人にいくら入っているのかわからず、毎月処分庁から来る書類を見てもわからない。月○○○○○○○○○○○○○円減っていることに審査請求人は納得できない。病院代も自費で払っており金額も大きい。月○○○○○○○円から病院代に月○○○○○○○○○○○○○円払うとどうやっても生活や食事ができない。審査請求人は、すごく苦しんでいる。

２　審査庁

　　本件審査請求は棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人の平成○○年○月分保護費について、同年○月分の就労収入見込額を認定し算定していたところ、審査請求人から同月分の収入申告書の提出があったため、収入認定額を変更し、その結果発生した追給分○○○○○○円を同年○月分保護費支払時に追加支給する旨の本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、保護費が少なく生活が苦しい、また、月○○○○○○○円から病院代月○○○○○○○○○○○○○円もっていかれ生活が出来ない旨主張する。

しかしながら、処分庁は、平成○○年○月分の審査請求人の就労収入見込額で算定した同年○月分の保護費について、実際の収入認定額をもって算定した結果、同月分の保護費に変更が生じたため、同月分の保護費を増額変更するとともに、同年○月分保護費に上積みする旨通知したものであること、また、その保護費の額に誤りもないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、収入申告書を出しても審査請求人にいくら入っているのか分からず処分庁からの書類をみても分からない旨主張するが、保護の決定内容については保護の実施機関である処分庁に質問、相談すべきであり、また、処分庁においては、保護の受給者から質問や相談があった場合は、保護の決定実施の内容等について、保護の受給者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１２月１５日　　諮問の受付

　平成２９年１２月１９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：平成３０年１月１０日

口頭意見陳述申立期限：平成３０年１月１０日

　平成３０年１月１２日　　　第１回審議

　平成３０年１月３０日　　　第２回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第　２項の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

（４）保護の基準は、生活扶助基準別表第１において、級地区分、年齢区分世帯人員別等に区分した基準生活費等を規定している。この保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされる。（昭和３９（行ツ）１４号、最大昭和４２年５月２４日）

（５）収入額の認定に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８-３-（１）－ア－（ア）において「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」と定められている。

（６）次官通知第８－３－（４）において、「（１）のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表『基礎控除額表』の額を認定すること」とされており、別表において、収入金額別区分により基礎控除額が定められ、収入金額別区分が○○○○○○円から○○○○○○円までは○○○○○○円、○○○○○○円から○○○○○○円までは○○○○○○円と基礎控除額が定められている。

（７）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第１０の２の（８）において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。」と定められている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○○月○日、処分庁は審査請求人世帯の保護を開始した。

（２）平成○○年○月○○日、処分庁は、同月の就労収入額を○○○○○○円、必要経費を○円と見込み、基礎控除額○○○○○○円を差し引いた○○○○○○円を収入認定額（見込み）として計算することとし、平成○○年○月の審査請求人世帯の保護費として、生活扶助基準額に加算額及び住宅扶助額を加えた○○○○○○○円から○○○○○○円を差し引いた○○○○○○○円に、前月分の追加支給額○○○○○円を加えた○○○○○○○円と決定した。

（３）平成○○年○月○日付けで、審査請求人から同年○月分の収入が○○○○○○円である旨の収入申告書が提出されたため、同月○日、処分庁は○○○○○○円から基礎控除額○○○○○○円を差し引いた○○○○○円を同年○月分の収入認定額（実績）として計算した結果、同年○月分の保護費は○○○○○○○円となり、○○○○○○○円との差額である○○○○○○円を同年○月分に追加支給することを決定した。

３　判断

以上より、本件処分について判断すると、本件処分は、上記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。また、審査請求人が自費で行っていると主張する病院代の内容が明らかでなく、医療扶助を行うべきものであると認めるに足りる証拠がない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、本件処分の収入認定額に関する事務処理は、保護費の算定において技術的な側面もあり、審査請求人にとってわかりにくいものとなっていることが認められることから、処分庁においては、保護決定内容等について、保護受給者が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが必要であることは、審理員意見書の付言のとおりである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子